

平成19年05月16日（水）19：30～21：45 場所：大阪建築会館 3階会議室  
 テーマ：『建築士と建築士会の資質の向上と社会的地位の向上』 サブテーマ～建築士法等の改正について～  
 建築士法等の一部改正（平成18年12月20日公布）についての概要を4項目に絞り意見交換をワークショップ形式にて討論を行った。  
 概要説明は大阪府建築士会 岡本森廣副会長  
 参加者：大阪府建築士会青年委員会委員 20名、近建青委員 9名

Aグループ 相原、大久保、新造、進藤、徳留、三好、三宅、佐藤、小林、鎌江				
項目	肯定	否定	疑問	その他・まとめ
1. 建築士の資質、能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>講習義務化は必要</li> <li>設計部門への特化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>講習の内容等のレベルが不明確、形だけにならないか</li> <li>実務に関連のないテキストを読み上げだけのものにならないか</li> <li>受験資格として設計と監理のみとするのは職能を狭くする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>何を講義するのか？講習の成果を評価する制度を合わせて制度化することが望ましい</li> <li>実務要件はどうなったのか？</li> <li>受験資格...何をもちて要件の平等化を計るのか</li> <li>無資格・受験資格</li> <li>無資格</li> <li>講習を受ける建築士はどうするのか</li> <li>まじめな建築士が損をするのでは</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>
2. 高度な専門能力有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門分野の設計資格の明確化は必要</li> <li>建築構造・設備等の意識を持つことにつながり、良いことだと思う</li> <li>建築士の分業化は実態にかみ合っている</li> <li>やるなら全てにピアチェックの方が良いのでは</li> <li>ブランド化につながる意味で賛成</li> <li>高い設計料を設定できるチャンスと考えたい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計技術を建築士に限定して良いのか？</li> <li>設備1級建築士が何人いるのか</li> <li>実現可能とは思いがたい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>何をもちて高度な専門能力とするのか？</li> <li>設備技術者とその関連団体が理解できていない状況で可能か？</li> <li>設備構造建築士は形だけの制度となり、最終的には「トカゲのしっぽ切り」にならないか</li> <li>小規模木造に構造事務所がかかわれても収入が確保できない</li> <li>設備建築士の不足はどうするのか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>
3. 設計・工事監理業務の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>賛成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>監理建築士要件は要件よりも監理内容項目の明確化と公表</li> <li>設計報酬について、施主と設計者に罰則がなければ、結局、守られないのでは？</li> <li>要件強化をするなら設計報酬を国が決める（宅建取引のように）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術、能力に対する評価と報酬があいまい</li> <li>設計施工</li> <li>管理建築士への要件強化のみではなく、雇用者や施主等への監視強化も必要では</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>
4. 団体による自立的な監督体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築士の地位向上を行政に働きかけるのに力を持たずのは良いのでは</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>エンドユーザーに対しては身近な建築士を相談窓口としたい</li> <li>建築士会を知らない人もいる</li> <li>団体としては消費者に近いところで監督でなくコンサルタントとしての派遣をしては</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>メリット、デメリットがわからない</li> <li>建築士会への強制加入にしないと無理では？</li> <li>事務所協会は会社、建築士会は個人</li> <li>低賃金の建築士は建築士会に入れない</li> <li>団体に所属していない建築士はどうするのか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>

Bグループ 荒木、近藤、筑波、中村、西本、藤原、守屋、飯田、内海、藤本				
項目	肯定	否定	疑問	その他・まとめ
1. 建築士の資質、能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期講習の受講義務付けは専門家として当然</li> <li>定期講習はもっとすべき</li> <li>定期講習を受講しない建築士に対し、罰則があっても良い</li> <li>定期講習会の内容が重要である</li> <li>定期講習会を周知徹底すべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資質向上に値する評価を受ける仕組み作りが必要</li> <li>試験がフィルターになるのだから、受験資格は不要</li> <li></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>講習のみで良いのか</li> <li>受験資格よりも合格基準の見直しが必要</li> <li>建築士試験の合格基準が不透明</li> <li>最近5年位、年度により合格率にバラツキがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資質向上の評価が欲しい</li> <li>講習をしたからと言って良くなるわけでもないと思うが、しないよりは良い</li> <li>建築設計の職能体制が確立する必要がある</li> </ul>
2. 高度な専門能力有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>賛成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人材不足をどうするのか</li> <li>住宅等の設備設計は業者任せとなっているが、機能するのか</li> <li>行政庁により差異</li> <li>取扱いが未確定のままの案件が多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>木造住宅の技術基準は2000年以降、大幅に変わったので、設計者のみならず審査する側も資質に疑問を感じる</li> <li>専門能力では、耐力壁、金物等の判断、選定はできると思うが、竺組も含めたトータル設計になると、人材が足りないのでは</li> <li>ここまででは片手落ち</li> </ul>
3. 設計・工事監理業務の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>賛成</li> <li>消費者への建設業の流れ作業がよくわかるようになると良い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者は守られるだけ？</li> <li>消費者が勝手にした場合はどうするのか</li> <li>この状況自体を消費者に開示すべき</li> <li>報酬規定やメディアでの徹底が必要</li> </ul>	
4. 団体による自立的な監督体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>苦情解決業務についてはリスクはあるが、取り組まないと建築士の信頼が失われる</li> <li>弁護士会・調査士会・司法書士会・消費者センター等との連携が必要</li> <li>団体への所属、情報把握は義務付けが必須</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>苦情解決業務は意味がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業界団体での監督体制では甘くなりがち、第三者機関が必要</li> <li>団体から各会員にどう徹底していくか？方法、やり方に疑問が残る</li> <li>協会の責任？義務？努力？また、範囲？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築士会が権限を持たない限り、業務など遂行できない、弁護士会レベルの権限が必要では？</li> <li>具体的にどうするのかよくわからない</li> </ul>

Cグループ 桑原、高橋、所、西野、淵側、吉永、阿部、伏見、山中				
項目	肯定	否定	疑問	その他・まとめ
1. 建築士の資質、能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資質向上のための講習会の義務付けは賛成</li> <li>・内容はもっと系統だてて欲しい</li> <li>・定期講習の回数を多くして欲しい</li> <li>・CPD 制度への参加を呼び掛け</li> <li>・受験資格の見直し、実務要件は大学院は実務要件から外すなど厳しくすべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受験資格が意匠系に偏りそう、もう少し色々なパターンがないのか？</li> <li>・建築士の定義が不明</li> <li>・実務経験の評価は客観化が難しいので効果が期待できない</li> <li>・受験資格の学歴要件の見直しは日本の業界のシステムを考えるとよくないのではないか</li> <li>・定期講習の義務付けは、事務所に所属する建築士だけでなく、全建築士に必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期講習の受講義務化だけでは、ただ受けるだけにならないか</li> <li>・講習だけでなく考査もしてはどうか？</li> <li>・講習義務付けは良いが登録は一本化すべきでは？</li> <li>・定期講習の内容の充実、マンネリ化の防止</li> <li>・建築士試験の内容は本当に求める建築士の資質を判断しているか？</li> <li>・受験資格の見直しはm学歴にこだわる必要はないが、実務経験の適正化は賛成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul>
2. 高度な専門能力有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模建築物、住宅の方が現状では深刻なはず</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模木造については、10年位の考え方を整理してからの方が良い</li> <li>・構造設計者は建築学科出身者だが、設備設計者は、設備知識の専門性も必要なため、建築士を課すことで必ずしも良くなるとは思えない</li> <li>・意匠、構造、設備、少なくとも3つで考えるべき</li> <li>・法適合チェックをされてない場合の確認申請受理の禁止、時間ばかりかかるのではないか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法適合チェックの義務付けはチェックする建築士の体制が整っていない</li> <li>・構造設計1級建築士などの新たな資格を作るよりも、今ある制度を強化する方が良いのでは？</li> <li>・設備設計者は、建築学科卒でなく、建築士を持っていない人も多いのではないか？</li> <li>・設備設計が、なぜ、今までのように設備専門技師に任してはいけないのか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul>
3. 設計・工事監理業務の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報開示された方がユーザーが比較するのに良い</li> <li>・建築士の情報開示は良いと思うが個人情報扱いが難しい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報開示は大規模の物件や会社には有効だと思うが個人住宅などには疑問</li> <li>・確認申請も出さない建築が問題では</li> <li>・形骸化しないか</li> <li>・社会への広報の方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul>
4. 団体による自立的な監督体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体による監督は本当に可能か</li> <li>・第三者機関の方が良いのでは</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体が多く、良くわからないとの声がある</li> <li>・入会が任意</li> <li>・今のままでは物理的に可能か疑問</li> <li>・法定化すべきかもしれないが、具体的解決にはならないのでは</li> <li>・団体の1本化はできないのか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul>